

大阪府私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>大阪府教育長(以下「教育長」という。)が、私立中等教育学校(以下「私立学校」という。)の設置、私立学校の課程・学科の設置及び私立学校の収容定員に係る学則変更の認可を行う場合は、関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。</p>	<p>大阪府教育長(以下「教育長」という。)が、私立中等教育学校(以下「私立学校」という。)の設置、私立学校の課程・学科の設置及び私立学校の収容定員に係る学則変更の認可を行う場合は、関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。</p>
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1—5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)—(12) (略)</p> <p>(13) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令<u>を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、<u>自己所有の建物</u>の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も<u>満たすこと</u>。また、国又は地方公共団体が所有する建物を借用する場合であって、<u>当該建物</u>の一部を区分使用して校舎とする場合も<u>同様</u>とする。</p> <p>ア一カ (略)</p> <p>(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も<u>満たすこと</u>。</p> <p>ア 当該建物に係る土地については、<u>設置者</u>が単独で自己所有していること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(5)—(11) (略)</p> <p>8 <u>設置者の管理運営</u></p> <p><u>設置者</u>及びその<u>設置運営</u>する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) <u>関係法令等を遵守し、法令の規定、法令の規定による処分及び法人の寄附行為に基づいて、適正に管理運営</u>されていること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2—第5 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1—5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)—(12) (略)</p> <p>(13) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令<u>が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、<u>当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること</u>。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎と<u>することができるもの</u>とする。</p> <p>ア一カ (略)</p> <p>(4) 学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件にも<u>該当していること</u>。</p> <p>ア 当該建物に係る土地については、<u>学校法人</u>が単独で自己所有していること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(5)—(11) (略)</p> <p>8 <u>学校法人の管理運営</u></p> <p><u>学校法人の管理運営</u>については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2—第5 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
<u>附則</u>	
1 <u>この基準は、令和3年2月1日から施行する。</u>	
2 <u>この基準は、施行日以後、新たに申請される私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可及び 収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学 校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u>	
以下(略)	以下(略)